

オーティーティーロジスティックス株式会社との「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」の締結について

1. 概要

大橋にあるオーティーティーロジスティックス株式会社の敷地を、本協定により、一時避難場所として使用できるものです。また、ソーラーパネルを設置されておられ蓄電池、EV充電器・非常用分電盤もあることから、そこも開放され避難時に給電先としても使用できるものです。

2. 目的

災害時、一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所は多く必要であり、本協定を締結することで、一時避難場所として、民間の敷地を使用できるようにするものです。

地震等災害が起こった際、国道一号線沿いで、車両等うごめくところで、一時的に避難する場所もあまりない中、一時避難場所として掲示板もあげていただき、広い駐車場等民間の敷地が使用できるようになるものです。

3. 協定締結効果

災害時に、緊急的に一時避難場所が必要となり、住宅地であれば近くの公園や広場がありますが、国道沿いにはそういった公共施設がほぼ皆無であり、通行者が地震等発生した際には、避難し身の安全を確保することが困難な状況です。そんな中、民間の施設を一時避難場所として使用できることは、命を守る発災直後において大変大きな効果をもたらします。また、余震等考えられ一定期間滞在する中で、給電できる設備があることも、本協定は大きく被災者の命を守り、その後の避難活動にも効果が高いものです。

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定

災害時における一時避難場所としてオーティーティーロジスティックス株式会社が所有する施設を使用することに関し、栗東市（以下「甲」という。）とオーティーティーロジスティックス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、栗東市内に地震・風水害・その他の災害が発生した場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を一時避難場所として栗東市に居住する住民や周辺の滞在者（以下「地域住民等」という。）を避難させるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難場所として位置付けたこと、当該場所は、緊急的、一時的な避難場所として乙の協力により開設されるものであることから、当該場所においても被災する可能性があることを理解し、自己の責任において避難する施設であることを地区住民に周知する。また、乙は当該施設が緊急一時避難場所であることを施設入口付近等に看板等掲示し周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として地区住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災し、使用させることが困難であると判断した時はこの限りではない。

使用施設 名称	栗東流通センター、E V 充電器等充電機器
所在地	栗東市大橋 7-2-13
位置	栗東流通センターの敷地内の駐車場の一部及びE V 充電器等周辺

（使用範囲）

第4条 一時避難場所として使用できる範囲は別紙のとおりとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の整備工事その他の事情により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。また、当該事情がなくなり施設が使用できるようになったときも同様とする。

（一時避難場所の開設）

第6条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震あるいは台風等による洪水等の災害が発生し、地域住民等の避難に緊急を要する場合。
 - (2) その他、著しく地域住民等の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し文書または口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

(費用の負担)

第7条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を一時避難場所として開設したことにより生じた光熱水費等の費用は、原則甲が負担するものとする。

3 地域住民等による使用施設を使用したことに伴う、使用施設の損害についての損害復旧費用については、甲乙協議の上、原則甲が負担するものとする。

(期間等)

第8条 本協定に基づく一時避難場所の開設期間は、災害時等において避難者の安全が確保され、避難者が帰宅または指定の避難所等へ移動するまでの期間とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

①甲においては、栗東市役所 危機管理課 課長

②乙においては、

オーティーターロジスティクス株式会社

取締役 企画室長 浜崎 伸也

電話番号 077-553-3751

2 連絡責任者は、変更があった場合は、後継の者が引き継ぐものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から、当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市
市長 竹村 健

乙 大阪府高槻市西冠3-34-3
オーティーターロジスティクス株式会社
代表取締役 水田 陽一

EV充電器・非常用分電盤 設置位置 と使用範囲について

※設置後イメージ

